

監査監第1941号
令和6年3月29日

さいたま市長 清水 勇 人 様
さいたま市議会議長 江 原 大 輔 様

さいたま市監査委員 大 内 美 幸
同 工 藤 道 弘
同 三 神 尊 志
同 高 子 景

工事監査結果報告書の提出について(通知)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき工事監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

工事監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象課所

財政局

財政部

庁舎管理課

子ども未来局

子ども育成部

子ども政策課

子育て未来部

幼児・放課後児童課、保育課

子ども家庭総合センター

南部児童相談所

総合療育センターひまわり学園

総務課

水道局

業務部

水道総務課、管財課、給水装置課

給水部

水道施設建設課、北部水道建設課、南部水道建設課、維持管理課、配水課、
水質管理課

(2) 監査の範囲

令和3年度繰越工事、令和4年度及び令和5年度（令和5年6月末日現在）に契約した工事のうち、最終契約金額が1,000万円以上の工事を対象とした。

また、令和4年度及び令和5年度（令和5年6月末日現在）に契約した施設修繕を対象とした。

担 当		工 事 名
水道局 業務部	給水装置課	小中学校飲用水直結化推進事業（春野小学校）
水道局 給水部	水道施設建設課	土合浄水場第1号取水井さく井工事
	北部水道建設課	金重配水場応急給水施設設置工事
	南部水道建設課	老第3504号布設替工事

担 当		工 事 名
水道局 給水部	維持管理課	災害用貯水タンク液状化対策（大久保東小学校）工事
	配水課	ろ水機用電動弁更新工事（東大宮3号）

担 当		施 設 修 繕 名
財政局 財政部	庁舎管理課	本庁舎高層棟地下1階健康相談室空調設備修繕
子ども未来局 子ども育成部	子ども政策課	文蔵児童センターGHP1系統空調機修繕
子ども未来局 子育て未来部	幼児・放課後児童課	南浦和放課後児童クラブ空調設備修繕
	保育課	下落合保育園駐車場整備修繕
		下落合保育園駐車場路盤修繕
子ども未来局 子ども家庭総合センター	南部児童相談所	さいたま市南部児童相談所フィルム工事
子ども未来局 総合療育センターひまわり学園	総務課	ひまわり学園遊戯室吊り引戸修繕
水道局 業務部	水道総務課	応急給水施設給水配管修繕
	管財課	さいたま市水道局擁壁修繕
水道局 給水部	水質管理課	空調設備（圧縮機及び制御盤部品交換）修繕

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 計画

関連工事相互間の調整は適切に行われているか。

(2) 設計

事業目的に適合した設計となっているか。

(3) 積算

数量及び金額は正確か。また、算出根拠は明確か。

(4) 契約

権限を超えた契約及び正当な理由がなく分割発注している契約はないか。また、決定権限を有しない者による契約はないか。

(5) 施工

各種検査、材料検査等は適正に行われているか。また、その記録は整備されているか。

(6) 検査

監督及び検査を担当する職員の任命は適正か。監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき事務手続等が適正に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているかについて、関係職員から説明を聴取するとともに、書類調査及び現場調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び現地

(2) 監査期間

令和5年10月30日（月）から令和6年3月28日（木）まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務等の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 工事

ア 金重配水場応急給水施設設置工事

(ア) 設計

- a 住民用給水栓駐車場において、雨水流出抑制対策として、透水性舗装及び浸透枿を設置していた。

透水性舗装とは、舗装面に降った雨水を地下に浸透させる構造の舗装であり、浸透枿とは、枿壁の側面及び底面に透水性を持たせ、集めた雨水を地下に浸透させる構造のものをいう。本市では、都市型水害の軽減を図ること等を目的として、さいたま市総合雨水流出抑制対策指針を策定しており、本件工事もこの趣旨に則り、透水性舗装及び浸透枿を設置していた。

これに関し調査したところ、目詰まりを起こす等、将来的な透水性舗装の機能低下を想定し、補助的に浸透枿を設置したとのことであるが、駐車場の舗装面は、集水のための適切な勾配を設けておらず、透水性舗装の機能低下後に浸透枿への集水がほとんど見込めない構造であることが判明した。

透水性舗装の施工直後から将来に渡って雨水流出抑制の効果が見込めない浸透枿の設置は、整備効果に乏しく、浸透枿設置に要した費用は過大な支出といえる。

透水性舗装及び浸透枿の設計に当たっては、整備効果を踏まえ、事業目的に適合した適正な設計を行うべきである。

- b 配水池への給水ポンプ設置において、ポンプに接続する送水管の安定を図

るため、配水池上面に架台を設置していた。

架台の固定にあたっては、削孔した露出防水層にアンカーを打込み、プレートの付いた支持金具とアンカーをナット締めにより固定しているにもかかわらず、削孔箇所には特段防水処理を施していない。プレートと配水池上面の密着性に問題はないとのことであるが、プレートと配水池上面の隙間からの雨水の進入の可能性は否定できない。

配水池とは、消毒が全て完了し、配水する前の状態にある浄水を一時的に蓄えておく施設であり、防水が不十分な箇所からの雨水の混入は、配水池内の水質悪化に繋がるおそれがある。

施設の重要性を踏まえた施工が行われるよう、適正な設計を行うべきである。

【水道局 給水部 北部水道建設課】

イ 災害用貯水タンク液状化対策（大久保東小学校）工事

(ア) 施工

薬液注入工に伴う水質監視において、追加特記仕様書（以下、仕様書という。）に明示した地下水等の水質監視の一部が行われていなかった。

本件工事は、令和4年6月14日から令和4年10月31日までの5か月余りを契約工期とし、仕様書において、“薬液注入工事による建設工事の施工に関する暫定指針（昭和49年7月10付、建設省官技発第160号）”（以下、暫定指針という。）に基づき水質等を測定することとしていた。

仕様書は、薬液注入施工開始時から注入完了後半年間を全体の水質監視期間とし、薬液注入施工開始時から注入完了後2週間を経過するまでは、仕様書に基づいた測定が行われていた。しかし、受注者からの工期末日以降の測定が困難との協議がなされたことにより、注入完了後2週間経過後から半年を経過するまでの間、水質等の測定が行われなかった。

暫定指針は、薬液注入工法による人の健康被害の発生と地下水等の汚染を防止することを目的とするものであり、これに基づく水質監視を規定した仕様書の各事項は、適正に履行される必要がある。

薬液注入工の施工に当たっては、暫定指針及び仕様書に基づく地下水の水質監視が行われるよう、受注者を適正に指導・監督すべきである。

【水道局 給水部 維持管理課】

(2) 施設修繕

ア 下落合保育園 駐車場整備修繕

(ア) 契約

本件と同時に実施した施設修繕（下落合保育園駐車場路盤修繕）との関係において、当該施設修繕は、本件施設修繕と同一箇所で行われ、互いに関連する業務内容となっているうえに、執行伺及び契約伺の起票日と決裁日、請書の契約日、履行期間がすべて一致していた。

各々を別発注としたのは、当初進めていた本件にもう一方の業務で実施した工種を急ぎよ追加する必要が生じたためとのことであるが、互いに不可分の作業内容であることや、2件の執行伺の起票等が一致し、各種手続の同時進行が明白なことから一括した発注が可能であり、工種の追加による分割発注が合理的理由をもって行われたとは認められない。分割発注したことにより事務量を増大させ、能率的な行政運営を阻害しているほか、2件を一括発注した場合に比べ、割高な契約となっていることも否めない。

さらに、一括発注していれば、執行予定額は100万円を超え、この場合、さいたま市施設修繕契約事務取扱要綱第5条第1項第2号の規定により、契約課長が指名業者を決定できたにもかかわらず、予算所管課の長を決定者とする同項第1号の規定を適用させたことも、事務処理の不適正性を認める要因となっている。

2件の施設修繕は、一括発注すべき案件を分割発注していることから、適正な契約事務を行うべきである。

(イ) 検査

施設修繕完了検査調書等において、本件を担当する主任級職員が施設修繕検査員を務めた記録がなされていた。

さいたま市契約規則第44条では、特別の必要がある場合を除き、監督と検査の職務の兼職を禁止しており、本件の担当者が検査員を務めるのは適正でない。また、本件の検査員は、さいたま市施設修繕検査要綱第2条第1項第1号の規定により、所管課長が指定する所属の主査級以上の職員でなければならず、職位においても、本件の担当者は検査員とはなり得ない。

完了検査は、関係する規則及び要綱に基づき、適正な検査員を配置し行うべきである。

イ 下落合保育園 駐車場路盤修繕

(ア) 契約

本件と同時に実施した施設修繕（下落合保育園駐車場整備修繕）との関係において、当該施設修繕は、本件施設修繕と同一箇所で行われ、互いに関連する業務内容となっているうえに、執行伺及び契約伺の起票日と決裁日、請書の契約日、履行期間がすべて一致していた。

各々を別発注としたのは、当初進めていたもう一方の業務に本件の工種を急ぎよ追加する必要が生じたためとのことであるが、互いに不可分の作業内容であることや、2件の執行伺の起票等が一致し、各種手続の同時進行が明白なことから一括した発注が可能であり、工種の追加による分割発注が合理的理由をもって行われたとは認められない。分割発注したことにより事務量を増大させ、能率的な行政運営を阻害しているほか、2件を一括発注した場合に比べ、割高な契約となっていることも否めない。

さらに、一括発注していれば、執行予定額は100万円を超え、この場合、

さいたま市施設修繕契約事務取扱要綱第5条第1項第2号の規定により、契約課長が指名業者を決定できたにもかかわらず、予算所管課の長を決定者とする同項第1号の規定を適用させたことも、事務処理の不適正性を認める要因となっている。

2件の施設修繕は、一括発注すべき案件を分割発注していることから、適正な契約事務を行うべきである。

(イ) 検査

施設修繕完了検査調書等において、本件を担当する主任級職員が施設修繕検査員を務めた記録がなされていた。

さいたま市契約規則第44条では、特別の必要がある場合を除き、監督と検査の職務の兼職を禁止しており、本件の担当者が検査員を務めるのは適正でない。また、本件の検査員は、さいたま市施設修繕検査要綱第2条第1項第1号の規定により、所管課長が指定する所属の主査級以上の職員でなければならない。職位においても、本件の担当者は検査員とはなり得ない。

完了検査は、関係する規則及び要綱に基づき、適正な検査員を配置し行うべきである。

【子ども未来局 子育て未来部 保育課】

ウ さいたま市南部児童相談所フィルム工事

(ア) 契約

契約相手方の決定において、見積合わせを執行せずに契約相手方を決定していた。

本件施設修繕は、令和3年度に見積合わせを実施したものの、事情により業務を中止したものの再発注であることから、再度の見積合わせは不要と判断し、中止した業務の見積合わせに参加した2者へ見積額の変更の有無を確認した。その結果、2者ともに変更が無い旨の回答を得たことから、中止した業務の見積参加者のうち安価な見積書を提出していた者と契約を締結した。

再発注による見積額の変更はなかったものの、本件の契約相手方を決定するための一連の手続を経ずに契約相手方を決定していたものであり、適正を欠いている。

契約相手方の決定に係る事務は、その必要が生じた都度、さいたま市施設修繕契約事務取扱要綱の各条項（主に第12条から第33条）に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【子ども未来局 子ども家庭総合センター 南部児童相談所】

なお、施工上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。